

地方における仏教受容の一側面

～郡司層と寺院建立について～

辻 本 和 美

1. はじめに

「壬申の乱」に勝利を収めた天武天皇は「凡政要者軍事也」の言葉通り、旧来の豪族連合とでも言うべき体制から脱し、律令制官僚機構を柱とした強大な中央集権国家の建設を目指したが、当時期はまた仏教の本格的な地方受容の時期でもあったとされている。

当時の寺院建立の様相については、『日本書紀』の推古32年(624)9月条に既に46箇所の仏寺の存在を記す。これに対し、『扶桑略記』にはこれより約半世紀強経た、持統6年(692)9月条に「天下諸寺 凡五百十五寺」と記載されており、寺院の数は実に10倍以上に増加したことが知られる。それらの寺院数については、何に基づいたものであるのか検討を重ねる余地があるが、最近の寺院遺跡に関する考古学上の研究成果からも、7世紀後半を境としてそれ以降地方寺院の数は急激に増加することが知られている^(注1)。これらは畿内の一部豪族層や渡来系氏族の占有物であった仏教が、教理理解の程度差は有るにせよ地方へも広く伝わって行く有様を如実に示すものであろう。しかしながら、各地に残る多くの寺院跡については一部のものを除いて、そのほとんどは建立に係わった氏族すら明らかでない。そのため、小稿では特に郡司層をとりあげ、地方における寺院建立の様相や律令国家の中で彼らが果たした仏教受容の意義について眺めてみたい。

2. 文献に見える郡司建立の寺

古代における地方寺院の建立者を知るうえで第一の史料として『出雲国風土記』が掲げられる。天平5年(733)に勘造を終えた『出雲国風土記』には出雲国の9郡のうち5郡に合計11箇所の新造院(寺院)の所在を記す。それには新造院の所在郷名の他に、堂の種類、僧の有無、郡家を起点とした方位と距離、造立者が記載されており、当時の出雲国内における寺院分布の様相が窺われる^(注2)。今、これらの新造院の造営者を階層別に示せば(表1)の通りである。すなわち11箇院の内の7箇院の建立が郡の大領・少領等の郡司層の手によって行なわれていることが判る。このうち、出雲臣一族は楯縫郡・意宇郡の2郡に新造院を建てており、また同族の出雲臣弟山の建てた山代郷の新造院については後に国分寺に転用され

たとえられている。次に各郡内における新造院の数を見ていくと、楯縫・出雲の両郡は1箇所のみであるが、これらは共に郡の大領の造立に係るものである。また、郡内に3箇院の記載がある大原郡に於いても、大領勝部臣の建立に成る斐伊郷新造院は郡内の他の新造院に比べて僧侶の数も多く記載されており、その規模も大きかったことが推察される。出雲臣一族の優位制は、同氏が前代からの当地域における最大の氏族であったことを考えれば当然帰結する結果とも言えるが、当地方での寺院建立者階層として郡司が大きく関わっていたことが窺われる。また、渡来系の氏族については、その先進的な性格からみて地域における仏教活動の主導的な位置にあったと言われているが、^(注3)当地に於いても日置・勝部氏等の名が見いだされる。

郡司と造寺との係わりについては、我が国最古の仏教説話集である『日本霊異記』にも見ることができる。『日本霊異記』には、大安寺や薬師寺などの官の大寺から地方の小寺院、私設の堂に至るまで60余りのさまざまな形態の仏寺が載せられているが、そのうち郡司層の造立に係わる寺として(表2)の6箇所が掲げられる。表中の(4)・(5)の建立者については郡司であったか否かを本文中には記載

(表1)

| 階層 | 郡 | 郷 | 形態 | 建立者 | |
|----------|----------------------|----|-----|--------|---------|
| 郡大領 | 楯縫 出雲 神門 大原 | 沼田 | 新造院 | 出雲臣大田 | |
| | | 河内 | 新造院 | 日置部臣布爾 | |
| | | 朝山 | 新造院 | 神門臣等 | |
| | | 斐伊 | 新造院 | 勝部臣虫麻呂 | |
| 郡少領 | 意大 神門 | 宇山 | 新造院 | 出雲臣弟山 | |
| | | 屋裏 | 新造院 | 額田部臣押嶋 | |
| | | 古志 | 新造院 | 刑部臣等 | |
| 君姓を有する者 | 意大 | 宇山 | 代 | 新造院 | 日置君目烈 |
| 僧侶 | 意大 | 宇山 | 舎人 | 教吳寺 | 教吳僧(腹首) |
| 姓の無い者・郷人 | 大原 意大 | 斐伊 | 新造院 | 樋印支知麻呂 | |
| | | 山国 | 新造院 | 日置部根緒 | |

(表2)

| (6) | (5) | (4) | (3) | (2) | (1) | |
|-----------------|-------------|--------|-------------|---------|-----------------------|--------|
| 三木寺 | 不詳の寺 | 磐田寺 | 不詳の寺 | 不詳 | 三谷寺 | 寺号 |
| 讃岐国美貴郡 | 信濃国小県郡嬢里 | 遠江国磐田郡 | 武蔵国多摩郡 | 伊予国越智郡 | 備後国三谷郡 | 所在地 |
| 大領外従六位上 小屋真主 | 大伴連忍勝 | 丹生直弟上 | 大領大伴赤麻呂 | 大領先祖越智直 | 大領先祖 | 建立者 |
| 下卷第十六 | 下卷第十三 | 中卷第十一 | 中卷第九 | 上卷第十 | 上卷第七 | 記載箇所 |
| 宝亀七年(七七六)以前 | 宝亀五年(七七四)以前 | 聖武朝頃 | 天平勝宝(七四九)以前 | 同右 | 天明・天智朝 百濟滅亡(六六二)以降 | 建立推定年代 |

していない。しかし、(4)の磐田寺の建立者である丹生直弟上は国造の系譜をひく直姓であり、国造は後に郡司に任用される例が多いことなどから、この場合も郡司の職にあったと考えられる。^(注4)(5)の大伴連忍勝についても、畿内の代表的氏族である大伴氏と同じ氏姓を有しており郡司層に属していたものと考えられる。(1)(2)(4)については、やや詳しい寺院の建立縁起が載せられている。

今少し略述すると、(1)(2)は共に斎明天皇の世に百済への救援軍として派遣された時のこととする。(1)の三谷郡大領の先祖は軍旅から無事帰還出来るよう「諸神祇の為に伽藍を造立せむ」と祈願し、のち百済から弘濟禪師を伴い帰り、三谷寺を建立したと言う。(2)の越智直は唐兵に囚われたが、観音像を得て船上に据え祈願し無事筑紫に漂着することが出来た。帰国後、天皇に「郡を立て仕えむと欲ふ」と請うて許され、『郡』を建てるとともに観音像を安置する『寺』を造ったとする。(4)の丹生直弟上は、造塔を発願したが実現せず、のち妻が手を捲ける女子を産み七歳にしてその手を開き舍利二粒を示した。その舍利を安置すべく国司、郡司及び知識を率いて七重の塔を建てた。これが磐田寺の塔であると言う。磐田寺については以上の建立の経緯からみて遠江国分寺のことと考えられている。

『靈異記』の目的は、善悪の因果応報を説くのを本意としており、寺院の造立も善報の因としてとらえられている。^(注5)すなわち壇越の現世利益を求める対象として造寺が成されたことを窺うことができる。しかし、ここで注意されるのは、三谷寺・磐田寺・三木寺のように寺名の判明する寺がそれぞれの所在する郡名の名を頭に冠していることである。

次章では若干の研究史を振り返りながら、「郡名寺院」とでも言うべきこれらの寺院の問題についてふれてみたい。

3. 郡名寺院(郡寺)と郡司層

郡名寺院の問題を最初に取り上げられたのは田中重久氏^(注6)である。田中氏は記紀やその他の国史、寺院縁起に見える「郡名とその名を等しくする寺」に注目され、それぞれの寺院に擬定される寺院跡の分析から、郡名寺院の特徴について論及された。すなわち、郡名寺院は、1. 我国に寺院の建立される当初から見られ、2. 官寺と私寺の2者にある、3. 山地寺院と平地寺院の二種類がある、4. 伽藍配置は一定していない、5. 郡分(毎)寺ではないから一郡に必ず一箇所づつ有ったと言うわけではない、とされている。田中氏は、これらの郡名寺院に対して郡を主体とする寺と言う意味の上から「郡寺」の名称を与えられている。

一方、米沢康氏は田中氏の論考を先駆的な業績であるとした上で、さらに進んで郡名寺院の持つ歴史的な性格について論及されている。^(注7)米沢氏は、西は備後から東は上野に及ぶ25例の郡名を冠する寺院を掲示されたうえで(表3)、そのうちの3分の2にあたる寺院の

(表3)

| 寺名 | 国名 | 郡名 | 備考 |
|------------|----|----|--------------------|
| 吉野寺(比蘇寺) | 大和 | 吉野 | 「欽明紀」十四年、飛鳥瓦出土 |
| 平群寺(平隆寺) | 〃 | 平群 | 「統紀」元慶四年十月、飛鳥瓦出土 |
| 葛城尼寺(妙安寺) | 〃 | 葛城 | 「法王帝説」 |
| 高市大寺(大安寺) | 〃 | 高市 | 「天武紀」二年十二月、白鳳瓦出土 |
| 葛野秦寺(広隆寺) | 山城 | 葛野 | 「推古紀」三十一年、飛鳥瓦出土 |
| 愛宕寺(六道珍皇寺) | 〃 | 愛宕 | 「統日本後記」天長三年、奈良瓦出土 |
| 乙訓寺(法皇寺) | 〃 | 乙訓 | 「文徳実録」嘉祥三年、奈良瓦出土 |
| 紀伊寺(国分寺) | 〃 | 紀伊 | 「文徳実録」嘉祥三年 |
| 筒城大寺(普賢寺) | 〃 | 綴喜 | 奈良瓦出土 |
| 甲賀寺(信楽寺) | 近江 | 甲賀 | 「統紀」天平十六年十一月、飛鳥瓦出土 |
| 坂田尼寺(金剛寺) | 〃 | 坂田 | 「推古紀」十四年、飛鳥瓦出土 |
| 志我山寺(崇福寺) | 〃 | 滋賀 | 「統紀」大宝元年八月、白鳳瓦出土 |
| 蒲生寺 | 〃 | 蒲生 | 「聖徳太子伝私記」、飛鳥瓦出土 |
| 益須寺 | 〃 | 益須 | 「持統紀」八年、白鳳瓦出土 |
| 古市寺(西琳寺) | 河内 | 古市 | 飛鳥瓦出土 |
| 渋川寺(龍華寺) | 〃 | 渋川 | 「統紀」神護景雲三年、飛鳥瓦出土 |
| 茨田寺 | 〃 | 茨田 | 「聖徳太子伝私記」裏書 |
| 石川精舎 | 〃 | 石川 | 「敏達紀」十三年、飛鳥瓦出土 |
| 和泉寺 | 和泉 | 和泉 | 百濟系古瓦出土 |
| 三谷寺 | 備後 | 三谷 | 「日本靈異記」上・七 |
| 三木寺 | 讃岐 | 三木 | 「日本靈異記」下・二十六 |
| 厚見寺 | 美濃 | 厚見 | 白鳳瓦出土 |
| 葉栗尼寺(光明寺) | 尾張 | 葉栗 | 「尾張国風土記」逸文 |
| 磐田寺(国分寺) | 遠江 | 磐田 | 「日本靈異記」中・三十一 |
| 緑野寺(浄法寺) | 上野 | 緑野 | 「統日本後記」承和元年五月 |

名が、郡名から仏教用語へと変遷を遂げている事を指摘されている。そして、その起因を、仏教經典への知識が深められた結果によるものであると結論された。さらに寺号の変遷については、寺域の遷地や移転がその契機となる場合のあったことを述べられている。

米沢氏の考察の中で特に重要な点は、郡名寺院と郡司層との関係について論及されたことである。氏は、一つの郡の中には多くの場合、幾つかの寺院が存在するのに何故或る特定の寺院だけに郡名が付けられているのかと言う疑問から出発して、郡名寺院の建立については郡司の手に成るものが多かったのではないかと考察されている。すなわち、郡名寺院なるものは「律令制官人機構のなかにありながらも、前律令制的性格を有する郡司の物心両面の支持を特に負うものではないか」と位置付けたうえで、さらに「地方における仏教受容に際しても郡司のような中小豪族層は、彼らの古代祭政の性質において、より優れて祭儀的な、またその世界観において理解し得る仏教受容の一応の素地を有するとともに、一度仏教の国家的な受容が決定しては、進んで仏教を採用したのであろう。しかもそれは、彼らが在地の農民にのぞむに際しても、極めて有効な手段の一つであった」と論断された。

このような、郡司層と寺院建立の問題に関しては、井上 薫氏もとりあげられ論及されている。^(注8)井上氏は、諸国国分寺の中に旧寺からの転用がみられるという事例を示し、それらの旧寺に郡寺の性格を持つものが多いことを指摘された。すなわち、国分寺のような大規模な造営事業においては、その責任者である国司の力だけでは到底不可能であり、当然、地方における潜在的な勢力を保持していた郡司の力を利用するか、或は郡司の氏寺であり民間の祈願寺としての機能を持っていた郡寺を転用する場合があった事を述べ、後者の場合については「いわば、成長した地方仏教を中央政府が吸い上げて利用しようとした形である」と論じられた。

この国分寺と郡寺の問題については、坂本経堯氏によって別の角度から論及されている。^(注9)坂本氏は、熊本県菊池郡七城村水次における肥後国菊池郡衙跡とそれに近接する十蓮寺跡の発掘調査の結果から「国毎に国分寺があるように、郡にも公の寺院が建立されたのではあるまいか」と考察されている。坂本氏は、郡寺(注・官立)の建立を国分寺の建立の後に考えられているが、これについては、前述した井上氏によって「政府が護国祈願を行う国分寺以外に、同じ任務をもつ寺を郡内に建て重複することを行ったとは考えられない」と反論されている。記紀等の正史に、国分寺以外に官営の「郡寺」を建てたと言う記事は記載されておらず、井上氏の論評は的を得たものと思われるが、このように、坂本氏が具体的な発掘調査の成果を通して郡司層と造寺の問題について積極的に取り上げられたのは評価すべきであり、文献史料のみでは窺うことの出来ない有力な手がかりになるものと考えられる。次章では、この問題についてみていきたい。

4. 郡衙に伴う寺院

各地の郡衙跡については、発掘調査を含めた各方面からの研究が進められており、その成果の分析を通して律令制下における地方支配の全体像の解明に迫ろうとされている。^(注10)

郡衙に関する問題のひとつに、郡衙跡に比定される遺跡の近辺に、造立時期をほぼ等しくする寺院が存在する例が多いことが指摘されている。以下、各地における代表的な具体例をみていくことにしたい。

(1) 陸奥国名取郡衙(郡山遺跡)^(注11)と近接寺院跡

当遺跡は宮城県仙台市郡山にある。昭和54年以降の発掘調査によって、郡衙と推定される方四町の区画域と、その南に約100m隔てて方二町の寺域をもつ寺院跡が確認されている。郡衙遺構は、大別、Ⅰ期とⅡ期の二時期に分けられている。Ⅰ期は7世紀後半、Ⅱ期は7世紀末葉から8世紀初頭に属する。寺院跡からは、講堂と推定される基壇跡が検出され、多数の瓦類に混ざって鴟尾の破片が出土している。陸奥国府多賀城の創建に半世紀も

遡る時期に、寺を伴う大規模な官衙が造営されていることは、当時期の東北経営を知るうえで重要な資料である。

(2) 常陸国新治郡衙(古郡遺跡)^(注12)と新治廃寺^(注13)

古郡遺跡は、茨城県真壁郡協和町にある。昭和16・18年に、高井悌三郎氏を中心に発掘調査が実施され、古代郡衙跡の具体像が初めて解明された学史上著名な遺跡である。

遺跡は東西南北の4群に分かれ、51棟に上る建物遺構が検出されている。このうち東群の13棟は火災にあった跡があり、焼米が多量に出土するところから、『日本後紀』弘仁8年(817)10月条の「新治郡に災あり、不動倉十三字を焼く」の記事に対応するものと想定されている。南北2群は動倉、西群は郡衙の中枢である郡庁に比定される。遺跡の存続時期は、8世紀の奈良時代を中心とする時期である。

新治廃寺は上記遺跡の北約300mにある。昭和14年同じく高井氏によって調査が行われた。中門・金堂・講堂が南北一直線に並び、金堂の左右に東西2塔を配し、これを中門に始まる回廊が取り囲むと言った、他に例のない伽藍配置をとっている。寺の創建時期は7世紀後半から8世紀初頭に比定される。寺域からは「新治寺」の篋書を持つ瓦片が、また、寺所用の窯と推定される堀の内窯跡から新治郡大領の略である「新大領」「新厨」の篋書土器が出土しており、当寺跡も同郡の大領であった新治直氏の氏寺と想定される。

常陸国では、那賀郡の大領宇治氏に關係する茨城県水戸市の台渡廃寺から「仲寺」の墨書土器が、同じく石岡市茨城廢寺から「茨寺」「茨木寺」の墨書土器が出土しており、郡名を冠した寺名史料の具体例として重要である。

(3) 下野国芳賀郡衙(塔法田遺跡)^(注15)と大内廢寺^(注16)

当遺跡は、栃木県真岡市京泉に所在する。礎石建ちの建物遺構が30基前後検出されており、出土遺物から8世紀後半頃の造営時期が比定されている。

大内廢寺は、上記遺跡の南約600mに位置する。金堂と塔跡を残しており、法隆寺式の伽藍配置が想定されている。寺跡からは上記郡衙跡と同種の軒瓦が出土し、8世紀後半の建立時期が考えられている。なお、当廢寺出土の軒丸瓦のなかに前述した新治廢寺のものと類似した形式のものが見られ、国を越えて両郡の間に交流があったことが窺われる。^(注17)

(4) 上野国那須郡衙(梅曾遺跡)^(注18)と浄法寺廢寺^(注19)

当遺跡は、銅印の出土と瓦の散布状況から寺跡とされてきたが、昭和42年以降の継続調査によって郡衙跡に比定されるに至った。正庁跡と推定される大型の礎石建物跡と倉庫用の小型礎石建物跡群からなる。また、これらの下層からは掘立柱建物跡が検出されている。後者は7世紀末から8世紀初頭に遡り、8世紀末頃には礎石建物に建て替えられたものとされるが、年代については不明な点が多い。

浄法寺廃寺は、上記遺跡の北約600mにある。詳細は不明であるが、出土瓦によって7世紀末頃の創建時期が想定されている。これらの遺跡については、『那須国造碑』にみえる「評督那須直」氏に関連するものとされる。

(5) 上野国佐位郡衙(注20)(十三宝塚遺跡)と近接寺院

十三宝塚遺跡は、群馬県佐井郡境町にある。当遺跡からは、溝によって囲まれた多数の掘立柱建物跡と、その北西に位置する回廊状柱列によって囲まれた2基の基壇建物跡の2群の遺構群が検出されている。前者は官衙的な色彩を持つことから郡衙跡に比定される。問題は後者の方で、これらを郡庁跡にするか寺院跡にするかで意見が分かれている。基壇建物跡のうち西側の方形建物跡は、凝灰岩切石の地覆石を持ち周辺から瓦塔片や三彩片を出土するなどから寺院跡と想定して誤りないであろう。ただし、掘立柱建物群については、寺に付属する雑舎とする説がある。時期判定の材料に乏しいが、出土瓦の様式から8世紀後半とされる。『続日本紀』神護景雲元年(767)条には、佐位郡佐位郷に上野佐位朝臣の姓を賜った桧前部君の記事があり、何らかの関連をもつものと思われる。

上野国内では、多胡郡衙推定地周辺にも奈良時代の瓦を出土する遺跡があるが未調査である。

(6) 美濃国不破郡衙跡(注21)と宮代廃寺

不破郡衙跡は、岐阜県不破郡垂井町宮代付近に想定されており、国府所在地の府中と南北に対峙する。宮代の地には、郡大領であった宮勝氏を祭る大領神社がある。当神社の境内に接して川原寺式の軒瓦を出土する宮代廃寺があり塔跡が遺存する。寺の創建時期は、7世紀後半に比定される。美濃地方の川原寺式軒丸瓦を出土する寺院跡については、壬申の乱の論功行賞との関係でその成立を考える説がある。

(7) 山城国久世郡衙(注22)(正道遺跡)と正道・久世他の諸廃寺

当遺跡は、京都府城陽市寺田に所在する。当初、多量の瓦が出土することから寺院跡と考えられてきたが、昭和48年の発掘調査では、規格性を持つ7棟の掘立柱建物跡のほか、柵列・南面を画する築地・門跡が検出され郡衙等の官衙跡と想定されるに至った。調査者は、それぞれの遺構を、『上野国交替実録帳』(注24)にみえる庁屋・副屋・向屋などの郡庁院の施設に比定されている。一方、出土遺物の中には7世紀前半ないし中頃に遡る多量の軒瓦の他に、塔の相輪の一部や、埴仏など寺院の存在を示すものがあり、これらの遺物については寺院廃絶後、当地に運び込まれたものと考えられている。寺跡本来の所在地については当遺跡背後の丘陵平坦地が推定されている。当遺跡の西約300mには法起寺式伽藍配置をもつ久世廃寺(注25)が立地する。さらに、北西約500mには、法隆寺式伽藍配置をもつ平川廃寺(注26)があり、郡衙を中心とした密度の高い寺院分布の好例を示している。当地域は、古墳時代

中期の大型前方後円墳を含む久津川古墳群の中に含まれており、在地豪族栗隈氏との関係が想起される。^(注27)

(8) 摂津国嶋上郡衙(郡家川西遺跡)^(注28)と芥川廃寺^(注29)

当遺跡は、大阪府高槻市郡家本町を中心に位置する。数次の調査によって奈良時代の掘立柱建物跡群や井戸跡、「上郡」の墨書土器などが検出されているが、郡衙中心部の構造等については明らかにされるまでには至っていない。

遺跡の西側には、7世紀後半の創建になる芥川廃寺が立地し、塔心礎を遺存する。

また、遺跡の北側には、式内阿久刀神社が鎮座しており、これらのことから吉田 晶氏は、郡衙は「単なる地方行政の中心機関としてだけでなく、宗教的権威をも兼備する古代の宗教センターである」と述べられている。^(注30)

当郡衙は、前代からの在地の有力首長層であった三嶋県主の本居地に置かれたものであり、のち郡司に転身した三嶋宿禰と係わるものである。

また、当郡と境界を接する嶋下郡の郡衙跡は、茨木市郡山付近に求められるが、当地には白鳳期の瓦を出土する穂積廃寺が立地しており、嶋上郡の在り方と共通する。

(9) 河内国古市郡衙(誉田白鳥遺跡)^(注31)と西琳寺(古市寺)跡^(注32)

当遺跡は、大阪府羽曳野市白鳥町にある。数次の発掘調査により、周辺の古市古墳群に供給された埴輪の窯跡群と、それに続く歴史時代の遺構が検出されている。特に、第6次調査によって明らかになった奈良時代に属する遺構については官衙的な色彩が強く、各分野からの検討の結果、郡衙跡に比定されるに至った。すなわち、庁屋と推定される建物跡を中心に、南北1町半、東西1町の郡庁域が復原されている。

西琳寺跡は、古代の官道である丹比道に面して方1町半の寺域を有しており、前記遺跡と東西に並置する。創建時期は遺物・文献^(注33)の両面から、推古朝(7世紀前半)頃と推定されているが、全体の伽藍配置が完備したのは7世紀後半以降と考えられている。当寺は古市寺とも呼ばれ、百済系渡来氏族の河内書氏を主壇越とする。同氏は、古市郡の代表的氏族であり、当寺も氏寺であると共に郡領寺院の性格を帯びているものと推定される。

河内国ではこの他、安宿郡衙跡と想定されている円明寺遺跡^(注34)から「安宿寺」の墨書土器が出土しており、また、河内寺・讃良寺・茨田寺・若江寺・渋川寺・丹比(大)寺などの郡名を冠する寺院跡が散見される。当国は特に渡来系氏族の分布が顕著な地域であり、郡衙と郡寺の関係についても何らかの示唆を与えてくれるものと思われる。

(10) 美作国久米郡衙(宮尾遺跡)^(注36)と久米廃寺^(注37)

当遺跡は、岡山県久米町にある。昭和47・48年に発掘調査が実施され、溝・柵列によって囲まれた区画内からコの字型に配された掘立柱建物跡群が検出されている。建物遺構に

ついで、Ⅳ期の変遷が認められており、その初現は7世紀末ないし8世紀初頭に置かれる。建物配置の計画性や硯などの官衙的遺物の出土すること、また所在する郷が郡名と同じであることなどから、久米郡の郡衙跡に比定されている。

久米廃寺は、上記遺跡の西側の丘陵上に小さな谷を隔てて位置する。塔跡には、心礎を遺存する。発掘調査の結果、塔の東側に金堂を置き、その二堂の背後に山が迫っているため、講堂をそれらの西側に南北軸に配する伽藍配置が確認されている。当寺跡は、東側に位置する郡衙を意識して建立されており創建時期もほぼ一致する。すなわち、両者の造営は極めて計画性を持っていたことが窺われる。

(11) 讃岐国那賀郡衙推定地と宝幢寺跡^(注38)

那賀郡衙は、遺存地名から香川県丸亀市郡家町字重元付近に比定されている。同町地頭には、7世紀後半の軒瓦を出土する宝幢寺跡があり、塔跡と金堂跡を残している。郡衙跡そのものについては不明であるが、近接する寺院の一例に加えることが出来よう。なお、『日本霊異記』には、同国美貴郡に郡司建立の寺と伝える三木寺が存在したことを記す。

(12) 肥後国玉名郡衙(立願寺遺跡)^(注39)と立願寺跡^(注40)

当遺跡は、熊本県玉名市立願寺にある。遺跡は3群で構成されており、中央の一群は法起寺式の伽藍配置を持つ寺跡で、8世紀中葉の軒瓦を出土する。寺跡の東側200mの地点からは礎石建物跡が検出され、周辺から多量に焼靨が出土することなどから郡倉跡に想定されている。また、寺跡の西300mからも、礎石や寺跡と同一意匠の瓦が出土しており、調査者によって郡庁跡と推定されている。造営時期等については不明な点が多いが、寺院を挟んで郡衙の施設が両側に立地するとすれば、両者の間のより密接な関係が窺われる。

肥後国ではこの他に、菊地郡・益城郡・託麻郡の各郡衙推定地の調査が行われているが、部分的な調査であり明らかでない部分が多い。そのうち菊地郡衙跡では、近接して所在する十蓮寺跡の発掘調査が行われており法起寺式の伽藍配置が確認されている。寺の建立時期は8世紀中葉の、同郡衙跡に若干先行する時期が想定されている。同じく託麻郡の渡鹿廃寺、益城郡の陣内廃寺、宇土郡の古保山廃寺、八代郡の興善寺跡など、一郡一寺的な分布の在り方が指摘されている。^(注41)

(13) 筑後国御原郡衙(小郡遺跡)^(注42)と井上廃寺^(注43)

当遺跡は福岡県小郡市にあり、昭和42年以降の継続調査によって40棟前後の掘立柱建物跡や柵列、溝等が検出されている。これらの検出遺構群は、建物方位の変化から7世紀末から8世紀にかけて3期に亘る変遷が考えられている。各期の建物群は整然とした計画的な配置を示しており、それぞれの形態から郡庁院や動倉・不動倉等の倉庫院の郡衙施設が想定されている。

井上廃寺は、上記遺跡の東方約1.7kmの所にある。寺域からは、7世紀後半頃の軒瓦を出土しており、郡衙の出現時期に近接する。

5. 郡寺の成立

前章において、郡衙遺跡及び郡衙推定地に近接して存在する寺院跡の一部を概観した。これらの寺院跡の全てが郡司層の手によって建立されたものかどうか、或は寺号についても郡名を冠して呼称されていたのかどうかは、正確には不明とせざるをえない。しかし、郡衙跡に近接するという立地環境は、郡衙そのものが本来郡司の本居地に営まれるのが自然であること等からみて、これらの寺院跡についても郡司層の建立とみて誤りないであろう。さらに寺号に関しても、伝えられる寺院名や、郡名と一致する墨書土器等の寺名資料の遺例からみて、郡司層の建立に係わる寺は郡名を冠して呼ばれることが通例であったと推測される。

次に、これらの寺院の創建時期についてみると、畿内における寺院が最も早くその多くは7世紀中葉を相前後する時期に建立をみる。また、畿内以西の寺院についてもほぼこれに準じているが、その中心は7世紀後半から8世紀初頭に置く。畿内以東の寺院については7世紀段階に遡るものも認められるが、概ね8世紀前半から同国国分寺が造営される時期のものが多数を占めている。これらの事象は既に指摘されているように、地方への仏教伝播の一般的な在り方と変わるところがなく、国分寺のようにその造営が国家によって一斉に意図されたものではないことは明らかである。しかしながら、郡寺的性格を持つ寺院は、その地方における寺院建立の先駆的な位置を占めており、また所有軒瓦の様式や周辺他の寺院との軒瓦の移動伝播の場合に於いても中心的な役割を果たしていることが知られる。さらに規模のうえからも、金堂・塔等を完備する本格的な伽藍を有していたことが多くの調査例から窺うことができ、先に『出雲国風土記』で見たように、郡司層建立の寺はその経済力に比例して内容や規模のうえでも地方寺院の中では優位を占めていたことが判る。古代においては、特に寺院造営のように全てに亘って高度な技術や先進的な知識を必要とする大事業を行うには、それらを独占する国家の援助なしには不可能であった。一方、国家側においても地方の豪族をその律令機構の内に組込むためには、寺院伽藍のように内外に偉容を示すものをもってその氏族を権威付けることは、当時既に形骸化しつつあった古墳造営に替わる最も有効な手段であった。さらに郡司のような地方豪族層にとっては、国家的祭祀としての地位を獲得した仏教を受容することは国家との結合を強め、その機構の中でより有利な地位(例えば授位)を得ることが出来たものと想像される。むしろ、本来、在地における祭祀行為の主導権を握るとされる郡司層は、旧来の地縁的・族制的な

農耕儀礼的祭祀から脱却し新たな地域内の精神的支配を確立する意味においても、この新来の祭祀形態の導入に積極的に取り組んだものと思われる。

このような地方豪族と国家の関係は郡衙設置の場合も同様である。郡衙のような地方行政機能の末端を担う施設の建設にあたっては、国家権力の直接の発動のみによって遂行された訳ではなく、むしろ在地豪族層の積極的な関与を必要としたとされる^(注44)。先にふれたように郡衙の立地は、その初期にあつては、後に「立郡(評)の人」と呼ばれる地方の有力首長層の居宅ないしその周辺に置かれる場合が多く、国家は彼らに氏寺造営を含む物心両面での援助を行うことにより、「建郡」すなわち地方の支配掌握という律令体制の最大課題に対処したものと思われる。建郡(評)の経緯については今だ不明な点が多いが、前にみた各地の郡寺創建の時期差は、評ないし郡の地域的な設置時期の差や、或は後に郡が分割されていく様相を物語るものであり、その間の状況を間接的に窺うことのできる資料になるものと考えられる。しかし、以上述べて来たことは建郡にあたって全ての郡に於いて寺院が建てられたと言う意味ではない。郡内に寺院跡の確認されない例は多数に上る。仏寺(氏寺)建立はあくまでも在地の条件なり宗教的要求が不可欠であるのは論をまたない。

さて、このような郡衙と寺院の関係については、郡が初めて設置されたと記す『日本書紀』孝徳天皇大化2年(646)条のいわゆる大化改新の詔には一その信憑性は問題となるが一何ら記載されていない。これについては米沢氏も前掲論文の中で「律令政府の法制的政治的な本来の建郡に寺は無関係であった」と述べられている^(注45)。しかし、これまで述べて来たように建郡が地方寺院建立の大きな契機となったことは認められよう。先に3章で『日本霊異記』について若干ふれたが、その上巻第一七には「建郡造寺」なる用語が記載されている。説話中の用例であるが両者の関係を示唆するものとして興味深い。

6. 結びにかえて

天武14年(686)3月条の詔によれば「諸国毎レ家作ニ仏舎一。乃置ニ仏像及経一。以礼拝供養。」とある。この「仏舎」に関しては、古くは辻善之助氏の、国府庁内の建物に付随した一堂とする「国府の官舎」^(注46)説や、家永三郎氏の「国民の私宅」^(注47)説などがある。これに対して田村圓澄^(注48)・二葉憲香^(注49)の両氏は豪族の建てた「氏寺」とされている。また、文中の「家」については、石村亮司氏が「地方色の濃い官、または官に準ずる公共的施設や機能と呼ぶのに用いられた」と指摘されている^(注50)。私は家を郡衙と考え、これまで述べて来たような郡寺をこの仏舎にあててみたい。先の詔は、当時の寺院造営の様相を反映したものであろう。郡寺は、本来郡司職を担う豪族の氏寺(私寺)として建立されたが、国家との深い結びつきを考えれば一面官寺的な性格を帯びるのは自然なことである。律令政府は藤原・平城京等

の都城や大宰府・多賀城などに官寺を置き国家の鎮護平安を祈願させたが、このような郡寺に対しても同様な任務を期待したのではなからうか。この意味で、郡司は後の国分寺や定額寺の成立につながる意味を持つものと考えられる。

以上、大雑把に郡司層と造寺のあり方について眺めて来た。全てこれまで論じられて来たことであり、何ら新たな論証も付け加えることができなかった。また、論旨の飛躍する所や最近の調査成果を十分に生かすことができなかった点は、筆者の浅学の為とご容赦願いたい。

(辻本和美=当センター調査課主任調査員)

- 注1 稲垣晋也「古瓦よりみたる飛鳥・白鳳の寺院」(『古代の日本』9) 1971
注2 近藤 正「出雲国風土記所載の新造院とその造立者」(『日本歴史考古学論叢第2』) 1968
注3 井上 薫「南都六宗と民間仏教」(『アジア仏教史日本編I』) 1972
注4 阿部武彦「国造の姓と系譜」(『史学雑誌』59編2号)
注5 竹田聰洲「七世父母考」(『仏教史学』1-3) 1950 中井真孝『日本古代の仏教と民衆』1973
注6 田中重久「郡名寺院の性格」(『学海』3-8)
注7 米沢 康「郡名寺院について」(『大谷史学』第6号) 1957
注8 井上 薫「郡寺と国分寺」(『続日本古代史論集』上巻) 1972
注9 注8に同じ。
注10 郡衙遺跡については、山中敏史氏の一連の論究がある。同氏「古代郡衙遺跡の再検討～郡衙の成立期を中心として～」(『日本史研究』11 1969 同「評・郡衙の成立とその意義」(『文化財論叢』奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集) 1982など。
注11 仙台市教育委員会『郡山遺跡I』(『仙台市文化財調査報告書』29) 1981
以下、各遺跡の掲載文献注については代表的なものにとどめた。詳しくは、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター『古代地方官衙遺跡関係文献目録』(『埋蔵文化財ニュース』18・19) 1979 及び同『飛鳥白鳳寺院関係文献目録』(『埋蔵文化財ニュース』40) 1983 毎日新聞社「特集 地方官衙の遺跡」(『仏教芸術』124) 1979を参照されたい。
注12 高井悌三郎『常陸国新治郡上代遺跡の研究』1944
注13 注11に同じ。
注14 茨城県歴史館『茨城の古瓦』1977
注15 辰巳四郎・屋代方子『栃木県真岡市京泉塔法田遺跡発掘調査略報』1966 大和久震平・塙静夫『栃木県の考古学』1972
注16 大和久震平・塙 静夫『栃木県の考古学』1972
注17 森 郁夫「奈良時代における東国の寺院造営～軒瓦を中心として～」(『考古学雑誌』61-4) 1976
注18 小川町教育委員会『栃木県那須郡小川町梅曾遺跡発掘一次二次調査概報』1986 大和久震平・塙 静夫『栃木県の考古学』1972
注19 注15に同じ。
注20 群馬県教育委員会『十三宝塚遺跡発掘調査概報I～III』1975～1977
注21 藤岡謙二郎『日本歴史地理序説』1962
注22 八賀 晋「地方寺院の成立と歴史的背景」(『考古学研究』第20巻第1号) 1973
注23 城陽市教育委員会「正道遺跡発掘調査概報」(『城陽市埋蔵文化財調査報告書』1) 1973

- 注24 『平安遺文』第460号文書
- 注25 城陽市教育委員会「久世廃寺第3次発掘調査概報」(『城陽市埋蔵文化財調査報告書』9) 1980 同「久津川遺跡群発掘調査概報」(『城陽市埋蔵文化財調査報告書』10) 1981
- 注26 城陽市教育委員会「平川廃寺発掘調査概報」(『城陽市埋蔵文化財調査報告書』1) 1973
- 注27 龍谷大学考古学資料室『南山城の前方後円墳』1972 吉田 晶「大化前代の南山城」(『古代国家の形成と展開』) 1976
- 注28 大阪府教育委員会『嶋上郡衙発掘調査概要Ⅰ～Ⅲ』1971～1973 原口正三「嶋上郡衙跡」(『仏教芸術』124) 1979
- 注29 原口正三・西口陽一「芥川廃寺跡」(『高槻市史』6) 1973 島谷 稔「撰津芥川廃寺之研究」(『大阪文化誌』3-1) 1977 藤沢一夫「撰津国島上郡寺と郡庁院との占地」(『大阪文化誌』3-1) 1977
- 注30 吉田 晶『日本古代国家成立史論』1973 323頁
- 注31 大阪府教育委員会『誉田白鳥遺跡発掘調査概要』1972 野上丈助「白鳥遺跡の調査と遺跡の性格」(『考古学研究』19-3)
- 注32 石田茂作『飛鳥時代寺院址の研究』1936 藤沢一夫「撰河泉出土古瓦の研究」(『仏教考古学論叢』) 1941
- 注33 井上光貞「王仁の後裔とその仏教」(『史学雑誌』54-9) 1943
- 注34 堅田 直「玉手山丘陵南部の調査～所謂郡田遺跡について～」(『玉手山遺跡の検討～推定河内国安宿戸郡郡衙遺跡～古代を考える』7) 1976
- 注35 東大阪市教育委員会(『河内寺跡』Ⅱ 東大阪市埋蔵文化財包蔵地調査概報11) 1973
- 注36 岡山県教育委員会「宮尾遺跡」(『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』4) 1973
- 注37 岡山県教育委員会「久米廃寺」(『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』4) 1973
- 注38 香川県教育委員会『宝幢寺跡発掘調査概要』1978
- 注39 田辺哲夫「玉名郡倉址と推定せられる肥後立願寺の遺構」(『熊本史学』10) 1956
- 注40 西田道世「立願寺跡」『九州古瓦図録』1981
- 注41 九州の寺院跡については注40の文献を参照。
- 注42 福岡県教育委員会『福岡県三井郡小郡遺跡発掘調査概報1967・1968・1970』(『福岡県文化財調査報告書』49) 1971
- 注43 小田富士雄『九州考古学研究一歴史時代篇』1977
- 注44 本稿については注30吉田論文に因った。
- 注45 (注7)44頁。
- 注46 辻善之助『日本仏教史』上世篇 1955
- 注47 家永三郎『上代仏教思想史研究』1966
- 注48 田村圓澄『飛鳥仏教史研究』
- 注49 二葉憲香「天武朝仏教の一側面」(『龍谷史壇』54)
- 注50 石村亮司「天武紀の『每家作仏舎』について」(『日本歴史』56) 1953
天武14年の詔については、井上 薫「天武朝国分寺創建説の吟味」『奈良朝仏教史の研究』1966に各論点が整理されている。